

「さいたま市」になると、どうなるの？



住所の表示変更により必要となる手続き等

浦和市、大宮市、与野市は、合併により本年5月1日から「さいたま市」となります。

そのため、これまでの「浦和市」「大宮市」「与野市」（以下「3市」という）といった市名は「さいたま市」となります。

また、町・大字名は、原則としては変わりませんが、浦和市と大宮市にある同一の町・大字名の「仲町」「大字塚本」「大字昭和」については、それぞれ「浦和仲町」「大宮仲町」、「大字浦和塚本」「大字大宮塚本」、「大字浦和昭和」「大字大宮昭和」となる予定です。こうした住所の表示変更に伴い、住所変更等の手続きが必要となる場合がありますので、以下の表を参考のうえ手続きを行って下さい。

なお、手続きの際に市名、町・大字名変更の証明書が必要な場合は、5月1日以降各総合行政センター市民課・支所・出張所・市民の窓口で交付を受けて下さい。交付手数料は無料です。

官公署等関係

件名	該当者	手続き方法等	関係機関
○電話番号 ○電話帳に掲載されている住所	電話利用者	・電話番号は変わりません。 ・住所変更の手続きは必要ありません。	N T T 東日本埼玉支店 〒336 - 8655 浦和市太田窪1 - 26 - 20 ☎883 - 0567
○郵便番号		・郵便番号は変わりません。	各郵便局
○郵便貯金通帳等 ○簡易保険	預金者等 契約者等	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望する方は、郵便局の窓口で手続きを行って下さい。	
○キャッシュカード （郵便局）	キャッシュカード所有者	・一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、個々については各郵便局の窓口にお問い合わせ下さい。	
○預金通帳等	預金者等	・普通預金通帳・定期預金証書等については、住所変更の手続きは必要ありません。なお、当座預金、融資取引等のある方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので各金融機関の窓口にお問い合わせください。	お取引引きの金融機関 （郵便局は除きます）
○キャッシュカード	キャッシュカード所有者	・一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、個々については各金融機関の窓口にお問い合わせ下さい。	
○保険証書（証券）等	保険加入者	・一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、個々については各保険会社の窓口にお問い合わせ下さい。	お取引引きの保険会社
○クレジットカード	クレジットカード所有者	・詳細については、各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせ下さい。	お取引引きのクレジットカード会社

件 名	該 当 者	手 続 き 方 法 等	関 係 機 関
○ 各種有価証券	株券等の有価証券所有者	・ 詳細については、各取り扱い窓口にお問い合わせ下さい。	各規約等に定める窓口
○ 水道、電気、都市ガス使用者の住所	使用者等	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県南水道企業団 (5月1日より さいたま市水道部) 〒338 - 8532 浦和市針ヶ谷1 - 18 - 2 ☎832 - 1111 東京電力埼玉支店 〒336 - 0002 浦和市北浦和5 - 14 - 2 ☎831 - 5161 東京ガス埼玉支店 〒336 - 0021 浦和市別所7 - 1 - 1 ☎651 - 1131
○ 不動産(土地登記簿、建物登記簿)の所在		・ 住所変更の手続きは必要ありません。 法務局において職権で変更します。	浦和地方法務局 〒336 - 8513 浦和市高砂3 - 16 - 58 ☎863 - 2211 浦和地方法務局大宮支局 〒330 - 0036 大宮市植竹町 1 - 155 ☎652 - 3230
○ 不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等(土地登記簿、建物登記簿等)の住所	土地登記簿、建物登記簿等に3市の住所で登記されている方	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 合併により所有者等の住所が新市名に変更となりますが、合併前の市名を合併後の市名として取扱う「みなし規定」がありますので、そのままでも問題はありません。なお、新市名に変更することを希望される方は、新市で発行する市名、町・大字名変更の証明書を登記申請書に添付して登記することができます。 (市名変更に伴う登記の登録免許税は無料です。)	平成13年5月1日から 「浦和地方法務局」は「さいたま地方法務局」と名称変更となる予定です。 また、埼玉県内の各支局、出張所についても「さいたま地方法務局」○支局、○出張所となる予定です。
○ 会社等(商業登記簿、法人登記簿等)の本店、主たる事務所と役員の住所	3市に所在する会社等及びその代表者	・ 市名の変更による手続きは必要ありません。 3市に本店を有する会社等の本店、主たる事務所及び役員の住所は法務局で修正します。 なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、新市で発行する市名、町・大字名変更の証明書を添付して、変更の申し出をすることができます。 (市名変更に伴う変更の申し出は無料です。) ・ 現在、浦和地方法務局大宮支局で取り扱っている“会社及び法人に関する登記事務”は、平成13年5月1日から「さいたま地方法務局」(現浦和地方法務局)で取り扱うこととなります。	
○ 自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	・ 住所等は、更新時に変更しますので、合併時に住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、更新前に変更を希望される方は、住居地または所在地を管轄する警察署、または運転免許センターで手続きを行ってください。 (各警察署の管轄区域は変わりません。)	浦和警察署 〒336 - 0001 浦和市常盤 4 - 11 - 21 ☎825 - 0110 浦和西警察署 〒338 - 0014 与野市上峰 3 - 4 - 1 ☎854 - 0110
○ 銃砲刀剣類所持許可証 ○ 猟銃用火薬类等譲受許可証 ○ 警備業認定証 ○ 古物営業許可証 ○ 質屋営業許可証 ○ 風俗営業許可証 ○ 警備員指導教育責任者資格者証 等	左記の許可証等の交付を受けている方	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。	大宮警察署 〒330 - 0801 大宮市土手町1 - 279 - 3 ☎663 - 0110 大宮西警察署 〒331 - 0052 大宮市三橋 6 - 645 ☎625 - 0110 運転免許センター 〒365 - 0028 鴻巣市鴻巣405 - 4 ☎0485 - 43 - 2001

件 名	該 当 者	手 続 き 方 法 等	関 係 機 関
○自動車検査証	軽自動車（四輪）の 使用者・所有者	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録は、住所の変更登録を行ったうえで手続きをしてください。	軽自動車検査協会 埼玉事務所 〒362 - 0055 上尾市平方領家505 - 1 ☎725 - 2626
	二 輪 の 軽 自 動 車 （126cc～250cc）二輪 の小型自動車及び普 通自動車の各使用 者・所有者	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録は、住所の変更登録を行ったうえで手続きをしてください。	関東運輸局埼玉陸運支局 〒331 - 0077 大宮市中釘2154 - 2 ☎624 - 1033
○国民年金基金受給者、加入者の住所	左記の基金受給者及び加入者	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県国民年金基金 〒336 - 0012 浦和市岸町7 - 11 - 2 ☎838 - 7575
○国民年金被保険者及び国民年金、厚生年金の受給者の住所	左記年金の被保険者及び受給者	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉社会保険事務局 〒336 - 0001 浦和市常盤4 - 11 - 15 ☎823 - 3100 浦和社会保険事務所 〒336 - 8580 浦和市北浦和5 - 5 - 1 ☎831 - 1611 大宮社会保険事務所 〒330 - 8577 大宮市宮原町4 - 19 - 9 ☎652 - 4711
○旅券（パスポート）	旅券（パスポート） 所持者	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、 <u>他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。</u>	埼玉県 パスポートセンター 〒331 - 0852 大宮市桜木町1 - 7 - 5 ソニックシティビル2F ☎647 - 4040
	旅券（パスポート） 申請者	・旅券（パスポート）発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄（抄）本は、合併前のものでも使用できます。	
○食品の営業許可 ○環境衛生営業等許可（理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館、公衆浴場、映画館、劇場）	左記の許可を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県中央保健所 〒336 - 0002 浦和市北浦和5 - 6 - 5 ☎822 - 5186 埼玉県北足立 福祉保健総合センター・ 大宮保健所
○被爆者健康手帳 ○精神障害者保健福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方	・合併後、来庁の際に住所変更の手続きを行って下さい。	〒330 - 0843 大宮市吉敷町1 - 124 ☎641 - 7541
○通院医療費公費負担	対象となる方	・合併後、来庁の際に住所変更の手続きを行って下さい。 ただし、結核・指定疾患に関しては、住所変更の手続きは必要ありません。	

件 名	該 当 者	手 続 き 方 法 等	関 係 機 関
○介護サービス提供事業者の指定、許可	居宅サービス事業者等	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県介護対策課 〒336 - 8501 浦和市高砂3 - 15 - 1 ☎830 - 3265
○指定疾患医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県医療整備課 〒336 - 8501 浦和市高砂3 - 15 - 1 ☎830 - 3562 埼玉県こども家庭課 〒336 - 8501 浦和市高砂3 - 15 - 1 ☎830 - 3561
○母子寡婦福祉資金貸付制度	左記の貸付けを受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県こども家庭課 〒336 - 8501 浦和市高砂3 - 15 - 1 ☎830 - 3335
○埼玉県心身障害者扶養共済制度	制度加入者及び年金受給権者	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県障害者福祉課 〒336 - 8501 浦和市高砂3 - 15 - 1 ☎830 - 3315
○建設業許可	左記の許可を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県建設管理課 〒336 - 8501 浦和市高砂3 - 15 - 1 ☎830 - 5186
○建築士事務所登録 ○建築士住所	建築士事務所の開設者及び建築士	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県建築指導課 〒336 - 8501 浦和市高砂3 - 15 - 1 ☎830 - 5515
○狩猟免状	狩猟免状の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県中央環境管理事務所 〒336 - 0002 浦和市北浦和5 - 6 - 5 ☎822 - 5199
○計量証明事業登録 ○特定計量器製造（修理・販売）事業届出 ○適正計量管理事業所の指定	左記の登録等を受けている方	・新市で発行する市名、町・大字名変更の証明書を添付のうえ変更手続きを行ってください。	埼玉県計量検定所 〒331 - 0051 大宮市櫛引町2 - 254 - 1 ☎652 - 2171
○動物用医薬品販売業許可証（一般・特例・薬種商） ○診療施設の開設届	左記の許可証の交付を受けている方及び開設届を出している方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県 大宮家畜保健衛生所 〒331 - 0041 大宮市別所町 107 - 1 ☎663 - 3071

件 名	該 当 者	手 続 き 方 法 等	関 係 機 関
○平成13年5月1日現在で係属中の事件の当事者の住所	左記の当事者	・住所変更の手続きは必要ありません。	浦和地方裁判所 〒336 - 0011 浦和市高砂 3 - 16 - 45 ☎863 - 4111 浦和簡易裁判所 〒336 - 0011 浦和市高砂 3 - 16 - 45 ☎863 - 4111 大宮簡易裁判所 〒330 - 0803 大宮市高鼻町 3 - 140 ☎641 - 4288 浦和家庭裁判所 〒336 - 0011 浦和市高砂 3 - 16 - 45 ☎863 - 4111 浦和検察審査会 〒336 - 0011 浦和市高砂 3 - 16 - 45 ☎863 - 4111
○公正証書	新市発足前に作成済みの公正証書に記載された当事者及び関係人	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、新市発足前に作成済の公正証書に基づき、新市発足後に権利義務を実行する際には、新住所の住民票等が必要となる場合があります。	浦和公証役場 〒336 - 0011 浦和市高砂 3 - 7 - 2 ☎831 - 1951 大宮公証役場 〒331 - 0852 大宮市桜木町 4 - 218 ぶぎんリースビル 2 F ☎642 - 4355
○道路占用許可書 ＜国道＞	道路の占用許可を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い、会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	大宮国道工事事務所 〒330 - 8649 大宮市吉野町1 - 435 ☎669 - 1207
○道路占用許可書 ＜県道＞ ○河川占用許可書	道路及び河川の占用許可を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県浦和土木事務所 〒336 - 0027 浦和市沼影 2 - 4 - 7 ☎861 - 2495 埼玉県大宮土木事務所 〒331 - 0041 大宮市別所町 15 - 5 ☎653 - 8200

